

目 次

会期日程表	1
請願文書表	2
第 1 号 (5月12日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	6
承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	8
議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
議案第21号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	12
報告第3号の上程、報告	17
請願第1号の上程、委員会付託	18
決議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
諸般の報告	23
日程の追加	24
議案第18号～議案第20号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	24
日程の追加	27
議案第21号の上程、委員長報告、質疑、修正動議提出、修正動議の説明、修正動議の質疑、 討論、採決	27
日程の追加	34
請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	35
日程の追加	40
決議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	40
諸般の報告	43
閉会の宣告	43

令和4年第3回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和4年5月12日
会期 1日間
閉会 令和4年5月12日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
5月12日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明・報告1件 承認第3号及び第4号質疑、付託省略(即決) 議案第18号～第20号質疑、総務常任委員会付託 議案第21号質疑、予算審査特別委員会付託 請願第1号及び決議案第2号総務常任委員会付託
		委員会	午前11時00分	議案第18号～第20号総務常任委員会(説明～採決) 請願第1号及び決議案第2号総務常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第21号予算審査特別委員会(説明～採決)
		本会議	午後3時00分	議案第18号～第20号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第21号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 請願第1号及び決議案第2号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

請 願 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	請願者氏名	付託委員会
1	令和4年5月6日	塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書	金城 健一	総務常任委員会

令和4年第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和4年5月12日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和4年5月12日 午前10時00分)

閉 会 (令和4年5月12日 午後5時40分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 友 寄 景 善

9 番議員 安 里 重 和

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 真喜志 亮

総 務 課 長 宮 城 豊

財 務 課 長 佐久川 紀 亮

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
5	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
6	議案 第18号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
7	議案 第19号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
8	議案 第20号	特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例	提案説明 質疑～付託
9	議案 第21号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	提案説明 質疑～付託
10	報告 第3号	専決処分の報告について	報告
11	請願 第1号	塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書	提案説明 質疑～付託
12	決議案 第2号	塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第18号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第19号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第20号	特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第21号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
5	請願 第1号	塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書	委員長報告 質疑～表決
6	決議案 第2号	塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） ただいまから令和4年第3回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 宮城良治議員及び4番 友寄景善議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） おはようございます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年5月12日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、財務課長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 財務課長。

(佐久川紀亮財務課長 登壇)

○ 財務課長(佐久川紀亮) それでは、私のほうから補足して概要のほうを説明いたします。

今回、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、大宜味村税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

主な改正内容について新旧対照表でご説明いたします。なお、適用条項の改正による条文の整理等、字句の削除、修正は省略させていただきます。

説明資料の2ページをお開き下さい。

第18条の4の改正は、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、登記所の通知に基づくDV被害者等の住所が変わる事項を記載した証明書を交付することとする改正となっております。

関連して、第73条の2及び第73条の3についても改正を行っております。

施行期日は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日となります。

第33条の改正については、特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得等に関する事項を記載した確定申告書を提出した場合に限り、当該の特定配当等又は当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を含めて総所得金額を算定することとする改正となっております。

関連して、第34条の9についても改正を行っております。

施行期日は、令和6年1月1日からとなります。

続きまして、説明資料6ページをお開き下さい。

第36条の2第1項の改正については、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を整備する改正となっております。

施行期日は、令和6年1月1日からとなります。

続いて、説明資料8ページをお願いします。

第36条の3の2の改正については、給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項に配偶者の氏名を追加する規定となっております。

第36条の3の3の改正については、公的年金等受給者の扶養親族申告書等に退職手当等を有する一定の配偶者等について提出を義務化し、記載事項に特定配偶者の氏名を追加する規定とするものとなっております。

施行期日は、令和5年1月1日からとなります。

説明資料11ページをお願いします。

附則第7条の3の2第1項の改正については、住宅借入金等特別税額控除の延長に伴い、個人住民税額から控除する住宅ローン控除の適用期限を延長する改正となっております。

施行期日は、令和5年1月1日からとなります。

次に説明資料14ページをお願いします。

附則第12条第1項の改正については、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする改正となります。

施行期日は令和4年4月1日からとなります。

最後に、説明資料15ページをお願いします。

附則第16条の3の改正については、配当等に係る個人住民税の課税の特例の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出した場合に限り、当該特例を適用することとする改正となっております。

関連して第20条の2及び第20条の3についても改正を行っております。

施行期日は令和6年1月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第3号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第3号は、承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月12日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、主な改正内容としては、第2条及び第23条の改正となりますが、国民健康保険

税の基礎課税額に係る課税限度額を、現行の「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の「19万円」から「20万円」に改めるものであります。

施行期日は、令和4年4月1日から施行となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第4号は、承認されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第18号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第18号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年5月12日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

沖縄県人事委員会の勧告に基づき、大宜味村職員の期末手当の支給割合を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（宮城 豊総務課長 登壇）

○ 総務課長（宮城 豊） では、議案第18号の補足説明をさせていただきます。

第18条第2項中で「2.6月」を「2.45月」引き下げ、同条3項中、再任用職員については、「1.45月」を「1.35月」に引き下げる改正となっております。

なお、この条例は、公布の日から施行することとなっております。

また、附則の第2条に支給の特例を設けております。令和4年6月に支給する期末手当の額につきましては、昨年度の人事院勧告の内容を年度を超えて実施する内容となっております。

なお、国政でのコロナ対策、特に経済対策と制度全体の取り組みとの関連を考慮し、国家公務員において行った措置につきまして、同様の対応をするよう地方自治体への要請もございましたので、今臨時会への上程となっております。

なお、説明資料として新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第19号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第19号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年5月12日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大宜味村の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、大宜味村会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正する必要があるため、この案を提出する。

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
これから議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第19号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第20号 特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 議案第20号 特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年5月12日提出

大宜味村長 宮城功光

特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例

特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例（昭和47年条例第28号）第4条第2項の規定の適用については、令和4年6月に支給する期末手当に限り、「100分の150」とあるのは「100分の145」とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

期末手当に係る支給割合を引き下げ改定する大宜味村職員との均衡を考慮し、特別職の常勤の職員の令和4年6月に支給する期末手当に係る支給割合を引き下げる必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。
(宮城 豊総務課長 登壇)

○ 総務課長（宮城 豊） 議案第20号の補足説明をいたします。

特別職職員で常勤のものの特例に関する条例について、令和4年6月に支給される期末手当に限り、「1.5月」から「1.45月」に引き下げる内容でございます。

今回限りの特例の条例の設置となっております。

なお、この条例は、公布の日から施行することとなっております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
これから議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第20号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）令和4年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和4年5月12日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては私のほうから説明させていただきたいと思います。

予算書1ページをお開き願いたいと思います。

2款総務費267万9,000円の増額ですが、主に訴訟等委託料によるものです。

4款衛生費50万6,000円の増額ですが、システム改修委託料によるものです。

予備費320万9,000円の減額となっています。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） では、質疑をさせていただきます。

一般会計補正予算（第1号）の2款1項1目一般管理費の12節48細節訴訟等委託料（旧塩屋小学校）について質疑させていただきます。訴状によって質疑をさせていただきたいと思います。

訴状の中に、大宜味ユースセンターに旧塩屋小学校の建物と敷地を賃借……、賃貸になっておりますけれども、この契約書とかそういうものを見せることはできるんですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 休憩してもらって、確認してもいいですか。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時27分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午前10時28分）

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 契約書に関しましては可能だと思います。

訴状についてもですね、訴状の中にこの契約書は盛り込まれていますので、基本的には裁判所のほうからも公開されるということになっていますので、可能だと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） なぜこれを聞いたかという、受けられているから知らないから見せてほしいということを要望しました。

次にそういう契約をして、事業をして、最初の目的は観光、民泊事業だということを口頭では聞いているんですけども、私らはその中身を知らないから聞きました。そうしているうちに事業として、これには出ていないんですけども、琉球フーズといろいろやったということは聞いておりますけれども、聞いてエビ養殖をするということで、そのユーティリティーセンターから村に事業申請をしたと。この申請をして、向こうは、出しているわけですね。その申請を承認したのは誰ですかということを知りたいです。承認した。要するにこっちでやってもいいですよという。そういうことは誰が言ったんですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 手続上ですね、申請に基づいて、村長の決裁で最終的に承認をするということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） そういう手続を踏んでいないし、説明もお互いに対する説明がないから、そういう問題が出ているのかなと私は思っているわけです。で、やってこういうエビの病気が発生して、もう事業ができなくなったというのは事実であります。それをじゃあどうするかといたら、向こうから言われて、村で説明会を開こうということに持っていったわけですね。その説明会の中でいろんな問題も出てきたんですけども、それを、事業をいいですよと言った村側ですよ。村がやっているのに、これ訴えられているのは村長ですよ。で、説明会の中に村長は出席されていないわけですよ。だからこういう大きな問題が私は出てきていると思うんですよ。ちゃんと村長がこうこう、こういうことであったと説明すれば住民は納得したと思うんですよ。それができないままにこういう形になっていると私は思っています。もし、村長が答弁できるのであればお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 一つずつお答えをしたいと思います、まず村長の決裁に基づく手続等は全て踏まえて行われているというところを確認させてください。

あと説明会の、最初起こったところの説明会では村長のほうからも説明して、こうであったということがちゃんとありますので、塩屋公民館、大宜味小学校のほうでも参加していますので、そのあたりは御理解いただきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほどと関連した質疑です。

2款1項1目12節委託料に、訴訟委託料（旧塩屋小学校）275万円が計上されております。これまでにエビ養殖事業を塩屋小学校跡地に承認し、施設整備に着手、確認をどのように行ったのか。

また、村民の声として、村民には何ら瑕疵がないのだから、エビ養殖に関する予算計上はないようにしたいと訴えている件がある。損害賠償が確定したら全て村費で支払うことを考えているのか説明を求めます。経緯と説明も併せてお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

私のほうからは経緯のほうですね、これは手続の経緯だと思うんですが、広報紙等でも紹介をさせていただいているんですが、まずこのエビ養殖の話があったものが、令和元年の12月ですね、話をいただいて、そのときにユーティリティーセンターの代表から村長のほうに打診があったというところで、またそのときに塩屋の漁港のほうに、我々はまた別の事業で漁民の皆さんのほうに説明を行うというところで参加していたところ、このユーティリティーセンターの代表も来ていましたので、どういったことですかと確認したら、まず、エビの養殖の件で説明をしたいということでの話がありました。その後、我々のところにもその調整がありまして、エビの養殖事業についての申請手続のほうの話合いが行われています。そこで2月のほうに、第1回目の申請についての手続の申請が上がってきたんですが、内容が把握、まだ確認もできないもので、すぐ承諾はできませんでしたので、国立公園とか法的なものも確認したいということで確認させていただきながら、あと住民の説明会とかも、するべきだということで話を進めていました。ただ、そのときからコロナが始まりまして、なかなか区長さん方のほうにもお願いするなどしてはいたんですが、今ちょっと難しい状況にあるというところで開催がどんどんできなかったというところでもあります。ただ、センターのほうからいついつまでにこういうふうな事業を導入して進めたいというところで、また国の検疫関係もあって着地検査という手続のほうも、国の、県のほうにも確認させていただいたんですが、入れるとどういうふうな手続になるよというところで、この着地検査というものが、施設が導入されて稚魚が入らないとできないというところで、そうじゃなければ事業が結局進められなくなるというところもありましたので、そういったところでいろんな法的なものがクリアされているというところの確認をして、再度内容を確認したものが、3月のほうで申請書が上がってきています。その申請書の内容確認と事実確認をした上で、説明会はもちろんできなかったというのは大きな反省がありますが、承認を3月、これは10日頃だったと思うんですが、出したというところでもあります。それが経緯となっております、承認の経緯ですね。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 裁判の結果で、村の予算でそれを補償するのかという趣旨の質疑だったと思います。

今回の裁判は、大宜味村が被告となっております。それを応訴するための費用となっております。地方自治法の第232条のほうでも村の事務処理に必要なものは、その定義は当然支弁が認められるということになっております。そういうことで裁判の結果に基づいて支弁しなければいけないときは村の予算でやっていくのが当然だと思っております。そのために村民に少しでも不利益を少なくするために、今回弁護士を立てて、職員ではなかなか高度な技術等を必要としますので、やはり弁護士に委任して、その弁護士費用として今回上げております。少なくとも今の1億円から、本当にゼロに近い金額を勝ち取るためにもぜひ必要な金額と考えております。自治法でもちゃんとされた支弁の方法だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、答弁を聞くと、村が訴えられているので村が支弁すべきだということでの説明だったと思います。これまでに住民説明会などで村や企業からの説明を聞いたら、業者はエビ養殖について村長からテスト的にエビ養殖を開始し、実績をつくって地域の理解を得たらよいと村長の言葉を担保にし養殖に着手して、これまで1億3,000万円を出資していると述べている。また、村職員によると、エビ養殖事業の展開は村長の政治判断であるとの説明に加え、本件が村重点施策の内部検討委員

会で検討されていないことなどが、村行政のガバナンスがずさんだったことが言えると思います。

それで村長に聞きたいけど、村長の政治判断というのはとても恣意的に思うし、また地域住民の理解を得ていないから承認取り消しというのはとても矛盾を感じております。何でこのエビ養殖事業に着手するときにちゃんと住民に説明して納得していたら別に撤去する必要もなかったんじゃないかと。その着手のときの問題が一番大きいんじゃないですか。それでこの急性肝炎臓臓壊死症が確認された場合は、そのときは改善されて再開の許可をもらっているんです。それはできるということになっているんですけれども、一番問題なのは、そこで施設を着手するときに地域住民にどういうふうな形で承諾を得てやったか。その辺、この矛盾を私たち感じているんですけれども、村民から強く言われています。議会が同意したんですかと。議会は同意事項じゃないんですけれども、議会には調査権がありますと。そういうことで今その矛盾を村長自ら答えていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 何か私が、ぜひ養殖をやってくれと言わんばかりのそういう話でありますけれども、決してそういうことではなくてですね、我々は学校跡地活用の中で、ユーティリティーセンターに一応は決定したわけですよ。そこのほうから実際に新しい事業も入れたいと。そして大宜味村の特産品としてできるように頑張っていきたいというふうなことでやったわけですよ。しかし、私はこのエビ養殖をするときに言ったことはですね、ここは国立公園でもあるし、やっぱり環境省との調整、あるいは県との、港湾との調整、そういうものをしっかりして許可、あるいは承認が必要なところはしっかりとやるべきだということを強く言って、漁民の皆さんの了解、あるいは地域の皆さんの御理解を得られるようにしっかりとやってくれというふうな指示をしております。それを担当課のほうにも指示を入れてですね、しっかりとその辺はクリアできたから担当課としてもこれはオーケーしてもいいんじゃないかということで、最終的には私のほうで決定しているわけでありまして。決して私が恣意的にやったということではありません。このユーティリティーセンターと私ども大宜味村との契約はしているわけです。そういう話の中で、そういうことと云ってですね、決して我々学校跡地利用の新たな事業についての要望というか、事業をしたいという要望についてはやっぱりある程度審議をしながら、許可すべきものなのかどうかというものはやっぱり内部でも検討してやるわけですので、その辺については手順をしっかりと踏んで、ユーティリティーセンターの代表としっかりとやっている。直接我々が琉球フーズとかにやるということではなくてですね、実際はユーティリティーセンターと行政であって、その辺についてはしっかりと村行政としての手順は間違いなくやっているというふうに思っております。現実どうなるかわかりません。しっかりと裁判の中で明らかにすべきものは明らかにしていきたいというのが村としての、そういう今回の裁判費用、弁護士を立てて対応していきたい。費用についても、原告のほうに全部裁判費用を持たせるような状況でですね、私はできるというふうな確信を持っております。そういう意味では、決して恣意的に琉球フーズとどうのこうのじゃなくて、ユーティリティーセンターと我々行政がそういうふうな手続をちゃんと踏んでやってきたものです。なぜ認めることができなかったかという再開については、いろんな面があります。確かに村での説明会、あるいは地域住民の説明会でも十分理解を得られていないということ。あれと漁業組合に対する風評被害とか、いろんな面でこれは問題があるんじゃないかと。さっきも課長が言っていたように、ガジュマルの問題、あるいは許可していないところも掘削をしてフェンスを張ったり、これからいろいろ審議されますけれども、その辺があって今回そういう裁判でどうしても対応しなければできないということで予算を計上しているわけでありましての

で、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、村長の答弁を聞くと、適正に処理してきたけれどもこういう結果になっていると。要約すればそういうふうになります。それから裁判費用については、相手に持たせるということの思いでやっているという説明があったんですけども、私たちはやっぱり住民の声として、度重なる村の不手際で村の血税から補填するのは基本的には駄目だと思っています。今回1億円も要求されているわけだから、それが担保に、本当に住民に対する担保が私たち議会が取れるのかなと不安に思っています。一応、今日は質疑ではこの程度で、疑問に思っていますので、きちんと担保が取れるような形を示していただきたいと思います。これで私の質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 予算書の3ページ、同じことなんですが、総務費、総務管理費、一般管理費、細節の委託料ですね、訴訟等委託料（旧塩屋小学校）として275万円が今回補正で計上されておりますが、先ほどからいろいろ質疑がありますが、これは大宜味村が訴えられたことは、理由がともあれ不名誉なことで否応なく村民の疑念を招くことになります。村は経緯を明らかにし正当性を説明、主張し、訴えを退けなければなりません。

しかし、訴状を読むと、私が以前から疑問に思い、懸念し心配していたことがついに白日の下にさらされたとの思いがあります。昨年11月8日、9日、旧大宜味小学校、旧塩屋小学校体育館で開催されました住民説明会で指摘された課題や、昨年12月定例会で私が一般質問した問題があらわになってきたとそういうふうに感じています。今回の訴状は、原告の立場からすると当然とも言うべき内容が多く、今後の裁判の成り行きに対し強い危機感を抱いています。村財政に負担がのしかかるような判決は到底容認できません。

今回提案されています訴訟等委託料は、通常の場合は1,217万7,000円とのことでありましたが、今回大幅に減額され、275万円で予算計上されており、訴訟に対する姿勢について不安視しています。原告が3名の弁護団、被告大宜味村は1人で対応ということで、裁判に対する姿勢に大変不安を感じております。

それで村長に裁判の見通しについてお伺いします。村の正当性と事実関係を明確に主張し、村の財政が損害を被ることなく訴えを退けることができる自信はありますか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 友寄議員からあります件については、さきもお答えしましたように、私は十分勝てる自信があります。この金額についてですけども、この金額はさっき正規だったら1,000万円ぐらいという話がありましたけれども、これはちゃんとした弁護士費用の表があってですね、その中に掲載されております。そういう中で、顧問弁護士のほうを活用するものですから、顧問弁護士のほうからその金額の提示があったわけです。そういう意味でこれから今答弁書をつくりましますけれども、裁判のですね。その中でもしっかりとその辺は反論できるような形で今準備を進めているところであります。私は勝つ自信は十分にあります。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長は勝てる自信があるということのようですが、裁判に対してはしっかり対応していただきたいと。事実を明らかにして疑念のないように、ちゃんと村民に公表できるような形で

しっかりと事実を主張して、相手の訴えを退けると。そういう形で臨んでもらいたいと思います。万が一ですね、村に負担が生じるような結果になった場合、村の負担が出た場合ですよ。村の財政が豊かであろうが、脆弱であろうが、それを問わずこの村財政から支出をすることは私は到底認めることはできないと、そういう思いです。そのことを強く認識していただきたいと思います。これで終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時55分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◎報告第3号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第3号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月12日提出

なお、専決処分書と契約書を添付してございますので御参照願いたいと思います。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎請願第1号の上程、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第11 請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元にお配りしました請願書の写しのとおり、総務常任委員会に付託しましたので報告します。

◎決議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第12 決議案第2号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

- 8番（吉浜 覚） 決議案第2号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年5月12日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉浜 覚

賛成者 仲井間宗利

提案理由 村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や取り消し処分を行ったために損害賠償請求事件となっている。行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているのか議会の権限である調査権を発動して真相究明する必要があるため。

塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等事務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

- (1) 塩屋小学校跡地活用事業活用募集から今年4月26日までの事務処理に関する事項
- (2) シージュース株式会社・一般社団法人大宜味ユーティリティーセンター・琉球フーズ株式会社の事業目的、企業に関する事項
- (3) バナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の事務処理に関する事項
- (4) バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意や養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法110条及び委員会条例第5条の規定により議長を除く全議員で構成する「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」に委任する。

4 調査の期限

「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、30万円以内とする。

（理由）村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や取り消し処分を行ったために損害賠償請求事件となっている。行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているのか議会の権限である調査権を発動して真相究明する必要があるため。

令和4年5月9日

提出者 大宜味村議会議員 吉 浜 覚

賛成者 大宜味村議会議員 仲井間 宗利

大宜味村議会議長 平良嗣男 様

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいまの調査権に関する決議についての質疑をしたいと思います。

まず、提案者から今説明がありましたが、この提案の説明をしてみると、調査の期限が調査終了するまでとあるんですが、提案者はいつまでを予定しているのか。

また、この訴状を見ると、被告は大宜味村である。よって大宜味村ということは、私たち住民もみな被告となっているわけですね。今提案者も被告になっているわけですね。被告がこの裁判に対する調査を行うということは、どういう意図があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 調査の期限については、私たち今議員をしている議員の任期中になります。それ以上ある場合は、新しい9月に選挙がありますけれども、改選された人がまたそれぞれ進めていくというふうに、一旦今期で締める予定です。前に世界自然遺産の特別委員会を設置したときも2期にわたってやっております。それを参考にしたらいいかと思います。

それから被告は大宜味村になっているから、私たち議員も村民も被告じゃないかというような質疑がありましたけれども、原告もですね、会社組織は大宜味村になっています。それで三権分立とか、議会は議会、村長部局は村長部局、そういう立場で、私たち議会は原告のどこの立場ではなく、議会は議会

の調査権で発動してやると。裁判所は裁判所あるわけですが、そういう形で100条調査を発動して実施すべきだと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、議会は議会ということでこれは分かるんですけどもね、まだ議員になる前に、これは村民であるということだけは念頭に置いておいてください。

そしていろいろ調査権ということを言われたんですけども、提案者が言うとおりに確かに100条調査権は議会が有する条例制定権や予算議決権等を適切に行行使するために認められた補助機能説に基づく法的性質を有する調査権である。これは私も同感であります。

しかし、この100条調査権を行使する上で留意すべき点が大きく2点あると。まず、100条調査権の範囲と限界である。この範囲と限界には5つの範囲と限界があるんですけども、その2番目に司法権との関係による限界というのがあって、その司法権との関係による限界とは議会が行う100条調査により、裁判官が裁判を行うに当たって重大な影響を及ぼすような調査をすることができないことであり、特に裁判内容についてその内容の適否を判断するような調査は判決確定の前後を問わず許されないということがあります。

あとこの4番目に執行機関との関係による限界とあるんですけど、この限界とは、執行機関に裁量権が委ねられている事項については、裁量権の逸脱、濫用が認められない限り100条の調査権の対象とならないことであるというふうに、こういったものがあります。これについてはどう思いますか。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 佐一議員から質疑があったんですけども、裁判に関係する限界というふうなものと、執行機関に対する限界というふうにありましたけれども、それに触れないように、何で立ち上げるかということで、度重なる村の不手際で村の税金が出ていると。去年もLEDの関係もありました。そのときも100条調査の件もありましたけれども、度重なる村の不手際でそういうふうな出費をしているものですから、今後こういうふうにならないために、基本的にそこに重点を置いて、どこに何が原因で、何でこうなったかと。こういうふうにならないためにどうすべきかと、そういうふうな助言もやらないといけないだろうと。裁判はどこに落ち度があって、どこに責任があるかだけですが、私たち議会は執行部に対する、やっぱりその辺の、先ほど休憩でも村長と議員が話していたけれども、私たちは基本的に資料を何ももらってなくて判断できるような状況がないと。だから100条調査できちんと議会には調査権があるから、よって、今後どういうふうに、そういうことが起こらないようにやるべきかと。それまで提言するのが私たちの責務だと思います。

それで今期は厳しいかも分かりませんが、先ほど世界自然遺産の特別委員会があったように次につないで、この知的専門委員の活用、そして私たちはこう思っているけど、第三者委員会にこうなっているけど、その意見を求めて私たちは大宜味村がそういうことが今後起こらないように、ちゃんと議会としても提言していくと。そういうことで私は100条調査の設置の意義をお願いしたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） このバナメイエビの養殖取り消し処分について、あなたの言い方は今落ち度があると云うんだが、判決も終わらないうちに落ち度、あなた自分で決めているのか。そういう判断の仕

方では困るんじゃないですか。これはあなたが言っているいろんな指摘事項というのは、これは私も理解します。もちろんです、これは議員として。それはその判決も終わった後に村に落ち度があればそういうことを指摘するのが、これは当たり前ですよ。そうだったらよろしいんですけども、裁判所にこういうことをするのはもってのほかだと思います。この問題について引き起こした責任が誰にあるか、すなわち犯人捜しを行うことをあなたはやっているみたいで、こういうようなことは断じて許せない。そして議会運営委員会の中で、あなたはこの決議書を出すには選挙絡みであるということもはっきり言いました。もう一度こっちで選挙絡みでこの100条調査を出すのか、はっきり言ってください。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 議運委員会で私そう……選挙の争点にはなるかも分からないよというふうな思いますが、どういうふうに表示したか覚えていません。

それとですね、あな捜しとか云々であって裁判所が決定しない、裁判所は裁判所、私はこの議会で、おととしてしたか、去年の初め頃でしたか、塩屋小学校に現場立会いしたときに、実際は感じたときに100条調査を立ち上げるべきだったんじゃないかなと思っています。裁判になったからじゃなくて。こういう問題については、やっぱり村民からはあんな大きなことだから当然議会で提案されて、議会が意思決定してオーケーになったんだろうという見方をされてですね、私も違うよと。しかし、議会には何もないのかと。議会も村民に付託するように、また4月から村議会も基本条例もつくっているし、透明性のあるということで、きっちりそれを話して、調査してやるべきだと。時期は時期というふうな感じになっているけど、裁判を起こされたから。もうこれ以上起こさせてはだめじゃないかと。大城佐一議員が話しているのは、終わってからだと話すけど、私は訴訟が起こる前に、実際分かった時点でやるべきだったと思っています。だから遅いかも分からないけど、もう訴訟は終わっているけど。

そしてまた、議員も、村長選挙もあるわけだから、当然この問題については焦点になってくるだろうとは認識しています。だからどのように表現したかはど忘れしているけれども、そういう立場で私は思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 最後にもう一度、提案者に質疑いたします。

この100条調査権の範囲と限界である5つの第2に司法権との関係、先ほど述べたんですが、その調査は判決確定の前後を問わず許されないとあるんだが、そこについてもう一度どう思いますか。

（「休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時27分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午前11時28分）

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、大城議員から指摘があった点、司法の関係は、重要な調査は司法の判断がある場合にはできないと。だから直接違った形の判断になるかは分からないけど、並行してその辺は重

要な判断、あつちはどっちに瑕疵があつて責任があるかというふうなきっちり裁判のあれを判断するわけですが、こちらはさっきも言ったように、この流れがどうなっているか。第三者が調べるのは大概似たような形になると思います。それで私は今議会かな、透明性のある、執行部に求めているわけですが、その透明性かな、事故が、こういうことが起こらないようにということで私は質問したりやっているの、大城議員が指摘しているものについては、抵触はしないと考えております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 調査経費のことでお聞きいたします。

調査に要する経費は、今30万円以内となっています。その見積りをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 調査費の30万円以内というのは、事務局と調整して、それで議長会に指導を受けてやったわけですけれども、去る3月の末に議会基本条例の報告を西会津町に行ったときの旅費の計算で3名だと。そして約25万円ぐらいかな、職員が8万幾らか、議員が9万円台、25万円ぐらいだろうと。それから事務経費については登記簿謄本を取ったり、そういうことがあるだろうと。それで基本的には30万円以内でできますと。予算も計上すべきかなというふうに調整したんですけれども、今議会が持っている予算の範囲で可能だということの判断で、特別に見積りとか云々じゃなくてアバウト的にですね。そうしたらこの証人の旅費の計上については法人で3者、シージュース、ユーティリティー、琉球フーズとも大宜味村内に事務所を構えているから、法人だから旅費についてはそこまでかからないかなと。居住地からという表現があつたものですから、事務局から。先ほどの例を参考にさせていただきました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 費用の件は30万円を超える。あとはこの30万円の出所ですよ。これは何か内容に適正とか、効率的とかということで理由があります。30万円を超える場合、あとこのお金の出所はどういうところになりますか。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 一応、先ほど経費については、アバウトですがそういうふうに説明したんですけれども、超える場合はまたその都度、特別委員会や議会の中で相談しながら進めていきたいと考えています。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 調査の期限に行きます。この委員会、この議会のほうでこれを認められてスタートするのであれば、いつからのスタートで月何回ぐらい。あとどういうふうな人選で、証人なんですかね、招致するか。あと外部委員と言っています。どういう構成になりますか。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） スタートは6月議会からきちんとやったほうがいいんじゃないかなと考えています。

それと構成員は先ほども説明したように世界自然遺産の調査特別委員会、それと同じような感覚でよろしいかと思ひます。

証人招致のものについては、先ほど説明したかと思ひていたんですけれども、旅費が約25万円ぐらい

というのは、3名の居住地からして、シージュースの代表者も琉球フーズ、それからユーティリティーも会社は村内にあるけれども、みんな本土にいるということで、その旅費を考えています。

外部委員については、2項の調査については今期の議会では厳しいかなと。また裁判も早くて1年後に結審されるのかどうか分かりませんが、わずか9月まではその範囲で、外部委員の分については再度新しい委員で構成するような形になってくるのではないかと。そしてもし早まるのであったら、私たちがまとめてから話になると、そこまでは特別委員会、そして私たちの任期では厳しいかなと思っておりますので、先ほど言った証人まで呼んで、この程度でまとめて、あとは次の任期の人たちがやって、そして専門委員の方々ですね、第三者に委ねるといった形が取れたらとてもいいかなと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 議長、ありがとうございます。

確認します。証人あたりの法的根拠というか、証人をこの100条委員会に招聘するというか、呼び出す法的根拠はありますか。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 法的根拠は調べていないんですけども、証人のね。一応塩屋小学校で村との契約、申請から、またエビ養殖をやっている業者、一応3者だと。それでその人たちからもやっぱりこのいきさつを聞きながら、私たち議会も調査しないとイケないんじゃないかなというふうに考えています。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています決議案第2号は、総務常任委員会に付託します。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時40分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時44分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に7番 宮城 貢議員、副委員長に8番 吉浜 覚議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午前 11時45分）

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時31分）

◎日程の追加

- 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第18号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第20号 特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第18号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第20号 特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第20号 特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第18号～議案第20号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第18号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第2 議案第19号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び追加日程第3 議案第20号 特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例を一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 5 2 号

令和4年5月12日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により

報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第18号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第19号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第20号	特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例	原案可決 全会一致

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第18号から議案第19号及び議案第20号の3件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長の出席を求め、5月12日午前11時からの審査予定を50分繰り下げて午前11時50分から審査をいたしました。

議案第18号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

大宜味村職員の期末手当に関する改正で18条第2項中「6月・12月支給」の割合を「100分130」を「100分122.5」に改め、同条第3項中再任用職員の割合を「100分122.5」を「100分67.5」に改め、施行期日を公布の日からとする。

以上が議案第18号の内容となっております。

次に議案第19号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する改正で11条第4項中の割合を「100分130」を「100分122.5」に改め、施行期日を公布の日からとする。

以上が議案第19号の内容となっております。

次に議案第20号 特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例について説明いたします。

特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例です。令和4年6月に支給する期末手当の割合を、6月に限り「100分150」を「100分145」に改め、施行期日を公布の日からとする。

以上が議案第20号の内容となっております。

議案第18号・議案第19号及び議案第20号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第18号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「議長、報告が来ていないんですけども」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 委員長報告、事務局、配付していないのか。みんな来ていますか。

（「これ、報告じゃないよ。みんな来ていますか」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） ごめんなさい。それでは議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎議案第21号の上程、委員長報告、質疑、修正動議提出、修正動議の説明、修正動議の質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第4 議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 5 3 号

令和4年5月12日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第21号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	否 決 賛成少数

(宮城 貢 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(宮城 貢) ただいま議題となりました議案第21号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、5月12日午後1時30分からの審査予定を1時間繰り下げて午後2時30分から審査を行いました。

議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)の主な内容は、旧塩屋小訴訟等委託料2,750千円の増額補正及び健康管理システム改修委託料506千円の増額補正であります。

質疑においては、ありませんでした。

討論においては、ありませんでした。

賛成少数をもって原案は否決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第21号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番(仲井間宗利) 議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)について、修正の動議を提出いたします。

暫時休憩を求めます。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 3時46分)

○ 議長(平良嗣男) 再開します。

(午後 3時51分)

○ 議長(平良嗣男) 本案に対しては、3番 仲井間宗利議員からお手元に配りました修正動議が提出されました。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。3番 仲井間宗利議員。

(3番 仲井間宗利議員 登壇)

○ 3番(仲井間宗利) 大宜味村議会議長 平良嗣男 様

発議者 大宜味村議会議員 仲井間宗利

議案第21号令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第1項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第21号令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)に対する修正案

議案第21号令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)の一部を次のように修正する。

第1表歳出予算補正の一部を次のように改める。

2款総務費 1項総務管理費 補正額2,679千円を△71千円に

2款総務費 1項総務管理費 合計額1,599,245千円を1,596,495千円に

2款総務費 補正額2,679千円を△71千円に 合計額1,706,432千円を1,703,682千円に及び

14款予備費 1項予備費 補正額△3,209千円を△459千円に

14款予備費 1項予備費 合計額17,597千円を20,347千円に

14款予備費 合計額も同額改める。

なお、令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）修正に関する説明書、歳出予算事項別明細書を添付しておりますのでご確認下さい。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ただいまの修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま原案に対しての修正案が出されましたが、この修正案には弁護士費用が削除されております。応訴活動自体も地方自治法第232条の規定により、その事務処理に必要な経費の支弁が認められた普通地方公共団体の事務の一環であること、また職員では高度な法的専門知識が必要とされ対応できないために弁護士費用として組み込んだ補正をしたわけですが、それを修正案ではゼロにしているんですが、弁護士を立てないで誰が対応するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今回の質疑ですけれども、私たちはこのユーティリティーに事業をして、途中からいろんなことがありますけど、これは村の事業でもありません。そしていろいろ病気とか問題が出てきて、村が説明会を開いていろいろやってきましたけど、自分たちは村がやっている事業でもありませんので、何で村の予算を使うのかという意見であります。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 訴状とは、裁判を起こした人、原告がその言い分を記載して裁判所に提出する書類のこと。この提案者はこの訴状に目を通したのか。訴状には、被告は大宜味村とあります。これも一般会計補正予算のほうで言ったんですが、提案者は先ほどの一般会計補正予算の質疑の中でも訴えられているのは大宜味村長という文言をはっきり言っていたんですが、これは明らかな間違いです。大宜味村です。大宜味村ということは、私たち住民3千何名か全ての方に訴えられているわけですから、今議場にいる議員、全員も訴えられている側としてあるわけです。そこにこの弁護士費用を削除するということは、原告の訴状そのまま受け取るのか。その場合にはまず手付金として1億円、また、その後いろいろな2億何千万円という金の請求が来ると思うんですが、その支払いはどなたに責任があるんですか。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今いろいろ村のことをおっしゃってございましたけれども、私たちの思いは、いろいろ事業をしております、いろんな問題が出てきて、村が説明会等をいろいろやって、訴える側は村が止めたということになって訴えられておりますけど、そもそも訴える、村ですのでありますけど、それに対して村が何で予算を組むのかというのが自分たちの思いです。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） もう本当に理解できない答弁で、まず我が身、自分たちが訴えられているというあれは全くない。ただ、執行部に対しての、言葉は悪いんですが、嫌がらせをしているみたいな考えしか受け止められません。これはもう後々弁護士費用もなければ、そのままこの訴状を通せば莫大な損

害請求が来るわけですので、これはもう、この原案に反対した人たちで考えてもらえばどうかというふうには思っております。この原告からの最終的な損害賠償額は2億1,362万円という莫大な金がこの訴状にはあるわけですので、その辺を皆さんきちんと責任を持ってこの修正案を出したのか。その辺をはっきりしてもらいたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今いろいろ意見が出ましたけど、そもそもそういうことを犯したのは誰なのかということなんですよ。これ裁判が起こせる起こせないという以前に、この費用を村が負担するということ。そうであれば、受けた側は自分たちで工面してそのぐらいの気持ちがないと、これは誰も認められませんよ。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特別に許可をいたします。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 議長、ありがとうございます。

今、そもそもこの原因は何かと答弁しているんですが、そもそもお互いでこの議論をするのは、この予算案の弁護士費用の件に関しての、この予算修正案の件です。誰が責任を取るのかというのはこの後の問題。これは後から出てくるんですけど、そういった請願とか決議とかあるんですけども、そこでどうするのかの問題であって、この予算をどうしますかということでもありますので、こういった損害金が出た場合のこの予算措置というのは、あなたたちはどういうふうにこの賠償金のことを考えているのか、その辺をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 賠償金等いろいろ話が出ておりましたけれども、訴訟からすると村が訴えられているということですよ。そして村は訴えられたら、自分たちでできないから弁護士を立てるとありますけれども、職員でできないから、法的措置が必要とされる。当初対応はできるということになっております。対応できなければ、村として、じゃあ自分たちでも金を集めてでもやるぐらいの気持ちがないと、これは村が事業を起こしたわけじゃないんですよ。説明会も何もなかった。こういう問題が出てきてそういうことになっているわけですよ。それは事前に改めることも必要じゃないかなと思います。

○ 議長（平良嗣男） 仲井間宗利議員、ちょっと待ってよ。今言っているものは、その費用が、後によ、皆さん認めていないんだから、この後の賠償費用、そこら辺誰が責任持つのか。あなたが持つのかということですよ。そこら辺を答弁してください。

○ 3番（仲井間宗利） いや、これはうちが持つ必要はないと思います。何で、僕らが訴えられたわけじゃないわけですから。

○ 議長（平良嗣男） だから、今のを答弁で言いなさいということです。

○ 3番（仲井間宗利） 訴えられてどうのこうということは、僕らはそこまでやる必要はないと思っています。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 先ほどもちょっと話が出たんですけども、裁判になると思うんですけども、職員では高度な法的専門知識が必要とされる訴訟には対応できないため、地方自治法第232条の規定により、その事務処理に必要な経費は認められると思うんですけども、その辺はもう認めないということになりますか。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 自分たちの思いはですね、先ほども述べましたが、村の事業でもないし、ユーティリティにこの施設を貸して、事業変更の説明もなくでああいうエビの事業をしたわけですね。この事業が失敗したのは、それは事業者ですよ。失敗したのは。エビも出てきて。その施設を結局提供したのは、オーケーというのは大宜味村長の名前で出たと思います。しかし、この事業者が失敗しているものを、僕らでも訴えますよ、それは。村がオーケーしたから自分たちは事業したとなりますよ。それはじゃあ、向こうは誰がさせたのか。結局それを村に被しているわけですね。村はじゃあ受けて立って、そうですかということで村の予算を使っていいんですかという僕らの思いです。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） じゃあですね、ちょっと例えを言いますが、僕が何かをして訴えられますよね。僕は何も悪くないとしてですよ、訴えられたときには僕としては応訴しないといけないんですよ。その応訴するためにやっぱり弁護士というのは頼まないといけないんですよ。それは僕の妻も、家族も許してくれると思うんですよ。それを大宜味村が訴えられていることを、我々村民はじゃあ弁護士の予算を認めないんですか。認めずに職員でどうぞ、この3名の弁護士と闘ってください。この総額2億1,362万円のお金を守ってくださいと、村職員に言うんですか、それを。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 何度も言っているようですが、事業でもないのに何で村の予算を被せてくるのかというのが僕らの意見なんです。そうであれば、自分たちは受けてするぐらいの気持ちがないのかというのが思いです。村が事業をしたわけでもないのに、何で村が負担しないといけないのかというのが思いです。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 村が事業をしたわけではないんですけど、村が訴えられていることに対しての裁判費用をどうするかという、今問題なんですけど、その辺はやっぱり議会として出さないということを決めて本当に責任を持てるのかなと思っていますんですけど、その辺どうですか。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） あれはもういろんな意見は出てきますよ。ちまたでいろんなうわさも飛び交っておりますけど、でも自分たちは村のお金を使ってほしくないという意見です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 議長、ありがとうございます。

村の予算を使ってほしくないということなんですけれども、もしこの裁判に負けた場合にはそれ以上の費用がかかってしまうんですよ。それよりも、これは経費として認められているお金なので、その辺は我々が認めてあげるべきではないのかなと思いますけれども、その辺をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 議員の言っていることはもっともではあります。しかし、村が訴えられているからということで、はいそうですかと言って、誰がそういう失態を起こしたのか。まだ裁判も何も決まらないわけですから、相手がどうくるかというのはこっちは分かりません。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これでは修正案に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番(仲井間宗利) 議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)について反対の立場で討論を行います。

村は、平成30年(2018)4月19日、一般社団法人大宜味ユースセンターに旧大宜味村立塩屋小学校跡地活用事業として建物及び敷地を賃借した。当初の目的はイベント開催、民泊などの事業であった。令和2年3月1日、大宜味ユースセンターは新事業として、学校跡地活用事業に伴う事業計画変更申請書を提出した。村は住民への説明もなく村長が承認したので、運動場の一部に、1億2,450万円の費用を投じて、エビ養殖施設を建設し雑エビを投入して、陸上養殖を開始した。その後、飼育していた、エビが、伝染病が起きて事業が停止した。その後、エビ養殖事業者が事業再開するために、村と協議してきたが、村は、住民意見の集約する目的で令和3年11月に住民説明会を開催した。村長自ら事業承認したにもかかわらず、出席せず、責任逃れではないかと思えます。参加者の不信を招いたのは事実である。出席して住民に納得のいく説明をすれば、このような裁判沙汰にはならなかったのではないか。村の事業でもない、事業変更の説明もなく村長単独で承認したのではないかと思われまます。そうであるならば村の予算を計上するのは納得できない。

本議案に反対せざるを得ません。どうか本議案に対して各議員の反対を求め討論とします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) 議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算について賛成の立場で討論を行います。

皆さん、もう一度本当に考え直してください。すみません、討論する予定ではなかったんですけど、すみません。本当にこの予算を通さないと、裁判に向けてですね、いま村の職員は一生懸命取り組んでいるところなんですけれども、本当に応訴するに向けて弁護士を大宜味村として立たすことが出来ずに、訴えられている側の3名の弁護士を相手に本当にできるのか、その辺はもう一度本当に考え直して欲しいなと思っておりますので、議員各位のご理解、ご賛同をよろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番(宮城 貢) 議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)について、賛成の立場で討論を行います。

令和4年2月28日、那覇地方裁判所名護支部に、原告琉球フーズ株式会社より、被告大宜味村に訴状が出されています。

令和4年4月28日付、那覇地方裁判所民事第二部合議A係より、大宜味村長宛に第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が届きました。訴状が届いたときは既に裁判が始まっているとの意味だと聞いております。

今回の補正予算に、裁判を進めていく費用(弁護士委託料)が入っています。本補正予算案に反対の意見があり、否決されたら、被告として訴状を無視して裁判を欠席することになります。答弁書を提出

することなく第1回の裁判に欠席すると『相手の言い分が全て正しい』と認めることとなります。原告の請求をそのまま認める形で判決がなされます。相手は2億1,362万円を損害金として支払いを求め提訴しています。大宜味村で払えますか。反対議員の皆さん、何がための反対ですか。目的のためなら手段を選ばないということですか。

本第3回臨時会の5月9日月曜日告示日に、議会運営委員会がありました。私が目的のためなら手段を選ばないのかと話し、今回の件は選挙に関係しているのかと問うと、選挙に関係していると反対議員のリーダーである議員が話していました。目的のためなら手段を選ばないことは人の痛みが分からない、攻撃的なプーチンと一緒にではないですか。

今回の裁判の争点は大宜味村行政手続条例についてです。原告は事業取消処分等の違法性を訴えています。村による事業承認取り消しを公告訴訟、取消訴訟、無効確認の訴訟ではなく、損害賠償金を請求しています。

原告は住民説明会等を行ったと言います。議員の皆さんも参加したと思います。村民の皆さんは事業再開に賛成していましたか。村行政当局の説明は、地域住民との調和が図られない事業は認められないということです。原告からの本裁判は、村民、地域住民に対して損害賠償金を請求する内容です。

事業継続を望むなら、抗告訴訟、取消訴訟、無効確認の訴訟だと思います。養殖事業の失敗の損害金だけではなく、今後3年間の営業利益まで請求する内容の訴状です。議員の皆さん、何か悪意を感じませんか。

議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）は、裁判を進めていく弁護士委託料が含まれています。もし、否決されたら相手の言い分を100%認めることとなります。我が大宜味村は多額の賠償金を払わなければならなくなります。

本令和4年度一般会計予算は全会一致で承認され、新庁舎も順調に進み、各課も新課長の下でスタートを切っています。もし、本予算が否決されると村行政運営に支障をきたすどころか、村民の皆様にも大変迷惑をかけることとなります。一般会計補正予算（第1号）が村民を裏切り、相手原告側に立つ議員に対しては、大宜味村民は長く記憶の中で、また『議会だより』等に記録として残っていきます。

よって、議員各位の御理解と賛同をたまわりますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論がないようですので、これで原案に対する討論を終わります。

次に修正案に対する討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私は、議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案に対する反対討論といたします。

原案に対する反対討論を聞いていますと、本当にこの裁判に対する皆さんの思いなのか個人的に個人を攻撃するための反対なのか、全く理解ができません。

地方自治法第232条の規定で認められている、応訴活動の委託費用も認めない。全く理解ができません。これまでの原案に対する反対討論等を聞いていますと、お互いが被告になっているのか原告になっているのか全く分かりません。あなたたちは原告の味方なのか、本当に大宜味村に対する、この裁判に

対する村民の皆さんのことを考えて原案に反対し、この修正案から裁判費用を削除したのか。その裁判の費用についても質疑等でも言ったのですが、弁護士をつけなければ、みすみすこの裁判を受け入れるという意味と捉えてよろしいのでしょうか。そういった場合、原案に対する反対者の皆さん、そして修正案に対する賛成者の皆さん、もう何度も言いますが、この保証金、誰が責任を持って支払うのか。原案に反対討論や質疑でもこれは村だと言っているんですが、大宜味村民、私たちすべての方々が訴えられているわけですが、それを防御するのがお互いの議員としての責務じゃないですか。もう少し、自分の我だけを通すのではなく、幅広く村民のことを考えて、この議案に対する判断を冷静に行う議員としての自覚を持ってほしい。ということで、この修正案に対する反対の討論といたしますので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたしますので私の討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に修正案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

まず、本案に対する3番 仲井間宗利議員から提出されました修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正可決した部分を除く原案に賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって、修正可決した部分を除く原案は可決されました。

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書を日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求

める請願書を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（平良嗣男） 追加日程第5 請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第52号

令和4年5月12日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安里 重和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
請願第1号	塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書	可否同数 委員長裁決 採 択

大議第52号

令和4年5月12日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安里 重和

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
1	令和4年 5月12日	塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書	採択すべき	—	

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました請願第1号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長の出席を求め、5月12日午前11時からの審査予定を2時間30分繰り下げて午後1時30分から審査をいたしました。

請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書について説明いたします。

内容については、

趣旨として、議会に調査権（法第100条第1項）が与えられていること。

理由として、村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や、取り消し処分を行ったために、損害賠償請求事件となっていることから議会の権限である調査権を発動して真相究明が必要であり、地方自治法第100条第1項及び法第100条の2の規定による真相究明を求める請願書となっております。

請願第1号、

質疑について、100条委員会設置については異議はないものの、設置時期についての議論が必要である。など、裁判の結果により設置すべきでは無いかなどの質疑がありました。

討論について、ありませんでした。

可否同数により委員長裁決により、採択することに決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） それでは、大宜味村議会会議規則第9条第2項に基づいて、会議を延長いたします。

以上で委員長の報告を終わります。

これから請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいまの委員長報告をみますと、これは可否同数で委員長裁決となっております。委員長は、どういう判断の下でこの裁決を下したのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務常任委員会委員長。

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） 可否同数ということで、私自身村民よりたくさんの意見を聞き取り、この事件についてはっきりさせるべきだとの意見がほとんど全てでした。その立場をもって、私は村民の意見を尊重したく賛成いたしました。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 村民の意見を同調して賛成という判断なんです、委員長もこの被告は村民という自覚はあるのかなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務常任委員会委員長。

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） たしかに村民という自覚は私は持っています。ただし、やはり皆さんが、村民が一番腹が立っているというのはなぜなのかということをお分かっておりますか。議会を無視して、諮問もせずに勝手にやった事業をなぜ村民が払わないといけないのかという、その意見がほとんどなんです。そういうことです。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この請願はまだ裁判中ですね、先ほど来からいろいろ同じことを言いたくないんですが、私たちは被告という立場においてのこの請願者も出ているんですけども、やっぱりお互い、大宜味村にこういう訴状は出されているので、お互いが被告という思いを持たないと、ただ個人的な感情で執行部が悪いとか何々がいけないとか、そういう感情のものでは私はないと思います。裁判に対してこの請願書を調査しなさいということで、この調査権に対するあれですので、これははっきりしなければいけないと思うんですけども、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務常任委員会委員長。

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） 今、何と言いましたか。

ちょっと私、答弁に困っていますけど、私も村民として自覚は十分持っています。私個人の意見として賛成したわけではないんですよ。それで数多くの人から確認を取って、その賛成のほうに回りましたと言っているわけですよ。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

これから請願第1号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書について、反対の立場で討論させていただきます。

特別委員会の設置については、裁判の結果を見ながら必要であれば設置すればいいと考えております。現在、大宜味村に対し2億1,362万円の損害賠償請求裁判が行われ、村当局は応訴に向けて全力で取り組んでおります。なぜ今、特別委員会を設置する必要があるのか、逆に我々議会が村当局の足を引っ張ることになり、結果的に村民の不利益になる可能性もあるのではないかと不安が残ります。今、応訴に向けて万全の体制で取り組んでいかなければならない時期だと思っておりますので、議員各位に御理解と賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書について、賛成の立場で討論を行います。

本請願は、新聞報道でもあったように、現在、旧塩屋小学校でバナメイエビ養殖事業を行っていた事業者は村が承認取り消し処分をしたために1億円の損害賠償訴訟が提起されています。村行政が行った手続に違法性があるかないかの判断は司法が判断することになります。

しかし、私たち議会にも、村の行政機関が適正な事務処理についての、検査権（98条の1）、監査請求権（98条の2）、調査権（100条の1）及び専門的知見の活用（100条の2）が与えられています。これは、事業者より村が行政運営に違法行為をしたと提起されていますので、私たち議会としても調査権を発動して、この事件の内容を調査、原因究明をし、今後の行政機関の事務処理において二度と損害賠償請求などが起こらないような体制を構築していくため、「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」（※通称略称100条委員会）を設置して対応すべきと考えます。100条委員会では違反行為があったかなかったかなどの判断だけではなく、違反行為があった場合は、なぜその行為が行われたのか、今後どのような再発防止があるか。違反行為がなかった場合、なぜこのような業者から損害があるからとして提訴に至ったかなどを詳細に調査、再発を防止していく必要があると考えます。裁判で損害が認定された場合、請求額の1億円を全て厳しい村財政から支払われます。このような事件、事例が繰り返し起こらないように是正や再発防止のため、今後の村行政運営の是正や再発防止のためにも本請願が求めている100条調査の必要性が認められます。議会は、民主主義を基本とする村民の代表機関であることを常に自覚し、公正・透明性・信頼性を重視し、村民参加を推進し、村民に開かれた議会を目指す活動原則とする村議会基本条例を制定しています。

よって、村民本位の政策決定、村長等の事務の監視及び評価を行う議会の責務を果たすために本請願に対して各議員の賛成を求め討論とします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に反対者の発言を許します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私は、請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書に対して、反対の立場で討論をいたします。

まず、この請願書提出者の理由の中に、「住民の立場に立って批判し監視することは、議会の責務ではなかろうか。このことを十分理解し、よくその職責をわきまえ、行動することが求められることをまず認識すべきである。」と書かれております。まさしくそのとおりであります。

しかし、本予算に対するこの決議に対して地方自治法で認められている予算に対しても、自分たちの意見だけを通すことで反対する。また、100条調査権の執行にあたってはこの留意すべき点を、午前中の質疑の中でもお話ししたんですが、もう一度こちらでお話ししたいと思います。この100条調査権を使用する上での留意すべき点が大きく2つあるということでお話ししたしましたが、この100条調査の範囲には5つの限界があって、その2番目に司法権との関係による限界というものがあります。先ほど賛成者討論の中で、司法による判断することになると意見もありましたが、この司法権との関係による限界とは、議会の行う100条調査により、裁判官が裁判を行うにあたって、重大な影響を及ぼすような

調査をすることはできないことであり、特に「裁判内容について、その内容の適否を判断するような調査は、判決確定の前後を問わず許されない」という大きな留意点があります。そこを踏まえて、先ほどの請願提出の理由にある「職責をわきまえ、行動することが求められることをまず認識すべきである」ということであります、まさに今司法権との関係にある限界を皆さんも認識してもらいたい。

そして、委員長報告の答弁の中で、可否同数から委員長裁決をした理由に「住民からの意見」という文言がありました。この住民から言われたことに対して、この裁判は大宜味村はどういうふうに訴えられているのか、この被告は誰なのか、こういった諸々の説明はなされた裁決なのか、ただ一方的に村の行政がいろいろ悪い、こういうことばかりをお話しされての裁決なのか、その辺もよく考えてこの委員長裁決をしてもらいたかったです。

以上をもちまして、この請願第1号に対する反対討論といたしますが、議員各位の皆様、職責をわきまえ行動することを求められることを認識すべきことを期待して反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 私は、請願に賛成の立場から討論いたします。

午前中、本会議における村長の答弁の中で、裁判の見通しについてお伺いしたところ、「十分に勝てる自信はある」と、そういうふうにおっしゃっていました。しかし、先ほどからいろいろ声を聞いておりますと、100条委員会を設置すると裁判に影響が出るとか、支障が出るとか、そういう内容の話がありました。これは100条委員会を設置することによって、何かが、事実が明らかになって非常に不利なものになるのではないかと、そういう考えがあるのではないかと、いわゆる及び腰の、弱腰の対応ではないかと思えます。裁判所は裁判所なりのやり方がありますし、100条委員会は100条委員会の調査のやり方がありますので、そこはちゃんと調査をして、住民に裁判では明らかにされなかったこと等をしっかり説明して、堂々と村がこういうことをやっている公表すべきであると。なにも裁判中だから100条委員会を開くべきではないとか、そういう理論は当たらないと思えます。

だから、ぜひ100条委員会を設置して、お互いの議会議員の役目を果たすこと。それが村民から信頼されるべき道だと思いますので、ぜひ100条委員会を設置してですね、村民に期待される、村民に理解される議員でありたいし、真実を知らせて今後の村政に活かしてほしいという思いであります。そういう意味で、ぜひ100条委員会の設置をお願いしたいと思えます。これをもって賛成の討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから請願第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって請願第1号は、採択されました。

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました決議案第2号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。決議案第2号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第2号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎決議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第6 決議案第2号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第52号

令和4年5月12日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安里 重和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
決議案第2号	塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議	可否同数 委員長裁決 採 択

（安里重和総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました決議案第2号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長の出席を求め、5月12日午前11時00分からの審査予定を2時間30分繰り下げて午後1時30分から審査をいたしました。

決議案第2号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等

の調査に関する議決について説明いたします。

内容については、1. 調査事項について、4項目、2. 特別委員会の設置、3. 調査権限、4. 調査の期限、5. 調査費用

以上の項目が提出され理由として

村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や、取り消し処分を行ったために損害賠償請求事件となっている。行政の運営や事務処理ないし、事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているのか議会の権限である調査権を発動して真相究明する必要があるためと提出されています。

決議案第2号についての質疑については、100条委員会設置について、異議はないものの、設置時期についての議論が必要である。ほか、裁判の結果により設置すべきでは無いかなどの質疑がありました。討論について、ありませんでした。

裁決については、可否同数により委員長裁決により、採択することに決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから決議案第2号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ここに、委員長報告に含まれていなかったのを再度確認しますが、先ほどの委員会の中では調査の期限というところで、6月からのスタートで、9月の定例会には委員長報告を行うというのがあったんですけども、その辺はどうなっていますでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務常任委員会委員長。

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） 同じ委員から質疑が来るとは思っていませんでした。

委員会の中でもあったと思いますが、この件に対して、吉浜 覚議員に説明させていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員長より本案についての補足説明の申し出がありますので、本案提出者であります、吉浜 覚議員より質疑に対する補足説明を願います。

発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今日立ち上げることはかなり厳しいと思います。それで6月議会で100条調査委員会を立ち上げて、どういうことでやっていくかとみんなで話をしながら、任期の9月定例会で一旦はまとめなければならないと。制度上そうなっているということで、そういう想定で進めていけたらいいなと思っています。また、残りのものについては新しい議員が任期から始めていただきたいと思います。このことは世界自然遺産調査特別委員会でやったように、2期にわたってやっておりますので、その辺を参考にさせていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま委員長報告がありましたが、その報告の中で調査経費が削除されたんですが、総務委員会でこの調査経費は削除されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務常任委員会委員長。

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） 調査経費ですよね。スタートの内容についてはというところ

で、5番の調査経費と私しっかりと書いていますけれども、この文書が調査期限になっていますが、調査経費としてしっかりと答えています。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この静粛な議会の中で、この報告書を、ちゃんと5番目に調査期限とあるんですよ。経費はどこにもありません。この報告書が採用されるわけですから、どうなんですかね、これ。

○ 議長（平良嗣男） 総務常任委員会委員長。

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） 今までも委員会の中で、この報告書何度か誤りがあったと思います。その文書、今日もですね、3回、4回ほど手直ししました。それでもちょっと抜けて、時間が間に合わないから、じゃあ議会が終わってから直せばいいんじゃないのかという話をやりました。それで事務局長が納得して、今そのままやっています。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 時間がなかったからとか、こんなのが理由になりますか。こっちは議会ですよ。部落の常会じゃないですよ。議会で議決すべきところの報告書にこういう間違いがあれば、事前に精査して、間違いはないですということをはっきりしてから提出したらどうですか。この30万円は削除なのか、その辺をはっきりしてください。

○ 議長（平良嗣男） 総務常任委員会委員長。

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） 先ほど言いましたけれども、これまでですね、何度かあるんですよ、皆さんが委員長したときも。でもそのときは誰も何も、一言も言いませんよね。今回に限ってなぜそういうことを言うてくるんでしょうか。私はしっかりと事務局長も、事務局員もしっかり話をして、議会が終わってから直そうねと、私が読み上げるからその言葉をちゃんと利用してくださいと、そういうことを言っています。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 委員長に確認いたします。

今回の採決の賛否同数、委員長裁決になっておりますが、請願第1号と同じような立場でしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務常任委員会委員長。

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） はい、先ほどと全く一緒です。ここにいる議員皆さんがよく知っていると思いますが、私は与党でも野党でもありません。私は是々非々として、皆さんと一緒に賛成してきたこともいっぱいあります。やはり村民のことを考えると、是々非々でいったほうが一番いいと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今回の決議案第2号の中に、提出者は吉浜 覚議員、賛成者は仲井間宗利議員なんですが、議員としてこの件についてのほうの賛成者というか、それというのは避けたんでしょうか。それとも話がなかったんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務常任委員会委員長。

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） 私としては、その話は聞いておりません。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

これから決議案第2号の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

決議案第2号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

- 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって決議案第2号は、可決されました。

-
- 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 5時30分)

-
- 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時38分)

◎諸般の報告

- 議長(平良嗣男) これから諸般の報告をします。

休憩中に塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に8番 吉浜 覚議員、副委員長に3番 仲井間宗利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

-
- 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 5時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員